

社会福祉法人 幸尋会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年1月1日～平成33年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員が利用できる子の看護休暇制度について、制度の拡充を図るとともに、その周知を図る。

<対策>

平成32年4月～対象児を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「中学校就学の始期に達するまでの子」に、また、時間単位での取得による制度の拡充

目標2：職員が利用できる短時間勤務制度について、パンフレット等を配布し、その周知を図る。

<対策>

平成31年3月～短時間勤務制度のパンフレットを職員へ配布

目標3：子どもが、保護者である職員の働いているところを実際に見ることができ
る「子ども参観日」を平成33年12月までに実施する。

<対策>

- 平成32年4月～検討会の設置
- 平成33年4月～職員会議などによる職員への参観日実施についての周知
- 平成33年8月～参観日の実施、職員へのアンケート調査

目標4：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等
による情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年4月～検討会の設置
- 平成32年4月～休業中の職員に資料送付等の情報提供